

(8) 在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は232.6千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）296.7千円、特定技能198.0千円、身分に基づくもの264.8千円、技能実習181.7千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）231.3千円となっている（第8表）。

第8表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率

令和5年				
在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	232.6	-6.4	33.0	3.2
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	296.7	-1.0	31.8	3.0
特定技能	198.0	-3.7	28.9	2.4
身分に基づくもの	264.8	-5.7	44.7	5.7
技能実習	181.7	2.2	26.2	1.7
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	231.3	4.7	30.8	2.5

注： 1) 在留資格区分については、5頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。
「留学（資格外活動）」を含めた6区分となる。